

社会福祉法人みずほ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずほ会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、役員としての賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 理事長については、業務を監督するため、月に2回以上、出勤又は法人業務を行う事を条件に別表2の報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬は法人から業務等を依頼した場合のみ、別表1に定める額を支給する。
- (2) 実費弁償費については、職員の給与規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、職員の給与規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬 (日額)
評議員会への出席	10,000 円
書面決議による定時評議員会 (緊急事態宣言等の外出自粛時で、開催不能な評議員会を含む)	10,000 円
上記以外の軽微な議案の書面決議	なし
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	報酬 (日額)
理事会への出席	10,000 円
書面決議による予算理事会及び決算理事会 (緊急事態宣言等の外出自粛時で、開催不能な理事会を含む)	10,000 円
上記以外の軽微な議案の書面決議	なし
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	報酬 (日額)	
監事監査への出席	財務諸表等を監査し得る者	30,000 円
	地域福祉関係者等	10,000 円
評議員会への出席	5,000 円	
書面決議による定時評議員会 (緊急事態宣言等の外出自粛時で、開催不能な評議員会を含む)	5,000 円	
理事会への出席	10,000 円	
書面決議による予算理事会及び決算理事会 (緊急事態宣言等の外出自粛時で、開催不能な理事会を含む)	10,000 円	
上記以外の軽微な議案の書面決議	なし	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円	

別表 2 (理事長報酬)

	報酬 (月額)
理事長	50,000 円